

延長保育の利用について

保育施設では、延長保育事業を実施しています。延長保育のご利用を希望する場合は、下記をご確認の上、各保育施設に直接ご申請ください。

記

1. 延長保育とは

保護者の就労形態の多様化に伴い、本来の利用可能時間を越えて保育を必要とする世帯の子どもを支援する保育施設の事業です。(市が実施主体ではありません。)

従って、同事業は原則として保育を必要とする事由が父母ともに「就労」の場合のみ利用することができます。入所前から延長保育を検討されている場合は、必ず事前に各保育施設にお問い合わせ下さい。(入所施設の状況により延長保育を受けられない場合があります。)

2. 利用方法

- ・必要書類 : 「延長保育利用申請書」
- ・提出期限及び提出先 : 利用開始月の前月までに入所中の保育施設へ提出

※延長保育の利用は登録制です。一度登録すると、「延長保育停止届」を提出するまで延長保育料が賦課されます。

※利用の必要がなくなった場合は、利用停止希望月の前月中に「延長保育停止届」を保育施設に提出してください。

※延長保育時間を変更する場合は「延長保育停止届」を提出のうえ、新たに「延長保育利用申請書」の提出が必要です。

3. 利用対象児童

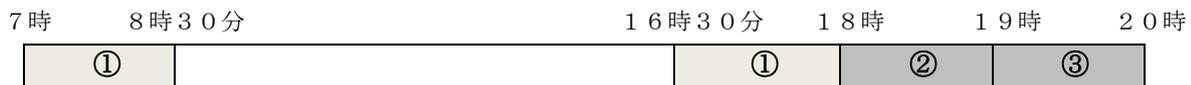
- 1) 保育施設に入所中の児童
- 2) 対象年齢や利用可能となる条件については各施設にお問い合わせください

※ただし、上記を満たしていても入所月からの利用は原則できません。

4. 延長保育実施日及び利用時間・利用料金

- ・延長保育実施日 : 土曜日を除く開所日
- ・利用時間及び利用料金 : 延長時間や児童の支給認定区分により異なります。(下記参照)

※利用は延長保育の必要な日・時間に限ります。また、利用料金は利用日数・利用時間にかかわらず定額です。



i) 上記①の範囲(保育標準時間の範囲) : 月額 500 円 (保育料第1階層及び第2階層は無料)

※保育短時間認定のみ

ii) 上記②の範囲(1時間延長) : 月額 4,000 円 (保育料第1階層は無料、第2階層は月額 1,000 円)

iii) 上記②+③の範囲(2時間延長) : 月額 7,000 円 (保育料第1階層は無料、第2階層は月額 2,000 円)

※2時間延長は、ボピソナーリ-スクール伊丹・アートチャイルドケア伊丹・認定こども園西伊丹保育園のみ実施

【お問い合わせ先】

伊丹市教育委員会事務局 こども未来部 幼児教育保育室 教育保育課

TEL : 072-784-8035